

法人名 社会医療法人 白光会
所在地 鹿児島県鹿児島市薬師1丁目12番22号

純資産変動計算書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

	積立金	積立等積立金 繰越利益	積立金合計	当期純利益	純資産合計
令和5年3月31日 残高	1,708,000	9,158,343	10,866,343		10,866,343
会計年度中の変動額					
当期純利益				425,245	425,245
振替額		425,245	425,245	△ 425,245	
会計年度中の変動額合計		425,245	425,245		
令和6年3月31日 残高	1,708,000	9,583,588	11,291,588	0	11,291,588

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高と会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載すること。
3. 積立金及び純資産の各合計額の記載は省略することができます。

様式第五号

法人名 社会医療法人 白光会

所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期未残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物 4,113,086	74,532	154,667	4,032,951	1,305,286	149,440	2,727,665
	構築物 87,248	23,485	2,937	107,796	40,426	6,787	67,370
	医療用器械備品 671,050	45,006	54,321	661,735	522,730	63,558	139,005
	その他の器械備品 417,178	31,658	21,241	427,595	346,182	35,117	81,413
	車両及び船舶 46,821	2,105	5,894	43,033	39,006	2,947	4,027
	土地 2,537,527	227,318	0	2,764,845			2,764,845
	建設仮勘定 8,616	57,772	66,388	0			0
計 7,881,530		461,878	305,450	8,037,958	2,253,631	257,851	5,784,326
無形固定資産	ソフトウェア 72,454	2,136	0	74,591	54,145	9,020	20,445
	その他の無形固定資産 2,171	0	0	2,171	8	7	2,162
	計 74,626	2,136	0	76,763	54,154	9,027	22,608
その他資産	役職員等長期貸付金 3,938	0	0	3,938			3,938
	長期前払費用 2,175	7,299	2,247	7,226			7,226
	その他の固定資産 9,260	94	0	9,355			9,355
	計 15,373	7,393	2,247	20,520	0	0	20,520

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加・減少の事由

土地の増加 施設拡充と駐車場確保のための取得である。

建物の減少 施設建替に伴う除却である。

法人名 社会医療法人自光会
 所在地 鹿児島県鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	219		73		146
賞与引当金	53,396	52,580	53,396		52,580
退職給付引当金	103,188	32,022			135,210

※千円未満は切り捨てて表示しております。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人白光会
 所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位:千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	1,100,888		1,100,888	907		1,101,795
給与費	1,813,603		1,813,603	53,535	174	1,867,313
委託費	256,728		256,728	14,949	47	271,725
経費	649,832		649,832	24,503	10,432	684,768
売上原価						
その他の事業費用	2,120		2,120	33		2,153
計	3,823,173		3,823,173	93,929	10,654	3,927,756

※千円未満は切り捨てて表示しております。

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附隨して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によるものである。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 繼続企業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・その他有価証券（市場価格のあるもの）

当会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

- ・その他有価証券（市場価格のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法によっております。

3 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額が20万円未満の減価償却資産（一括償却資産）については、3年間で均等に償却しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	2年～47年
建物附属設備	2年～39年
構築物	2年～20年
医療用器械備品	2年～10年
その他の器械備品	2年～15年
車両運搬具	2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、債権について法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース取引開始日の前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、リース物件の所有権が借り主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 補助金等の会計処理方法

運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、事業収益に計上しております。

固定資産の取得に係る補助金等については、受取った会計年度に特別利益に計上しております。

7 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

① 資産及び負債のうち、収益業務に関する事項

科 目	金額 (千円)
資 産	9 6, 1 2 9
負 債	8, 1 2 4

② 収益業務からの繰入金の状況

項 目	前期末残高 (千円)	当期繰入額 (千円)	当期元入額 (千円)	当期末残高 (千円)
繰入純額	4 5, 2 2 5		4 2, 7 8 0	8 8, 0 0 5

8 担保に供されている資産に関する事項

該当なし

9 医療法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

10 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

11 重要な後発事象に関する事項

該当なし

1.2 その他医療法人の財政状況又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 基本財産の前年度末残高、当年度の増減額及び当期末残高

科 目	前年度末残高 (千円)	増加額 (千円)	減少額 (千円)	当年度末残高 (千円)
土 地	15,000	0	0	15,000
現金及び預金	6,000	0	0	6,000
計	21,000	0	0	21,000

② 債権の金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高

科 目	債券金額 (千円)	貸倒引当金残高 (千円)	貸借対照表残高 (千円)
事業未収金	708,496	146	708,350
計	708,496	146	708,350

③ 貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額 (千円)	未経過リース料 (千円)
車両及び船舶	50,280	36,439
計	50,280	36,439

④ 簡便法適用しているが、会計基準適用時差異未処理額が存在する場合の退職給付関係

(1) 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

① 退職給付債務	212,723
② 年金資産	—
③ 会計基準適用時差異の未処理額	△77,512
④ 退職給付引当金 (①+②+③)	135,210

(2) 会計基準適用時差異の処理年数 10年

⑤ 補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

交付者	内訳	損益計算書 への影響額	貸借対照表 への影響額
鹿児島県他	物価高騰対策支援給付金	1, 940	
厚生労働省	医療情報化支援金	1, 650	

⑥ 有形固定資産の減価償却累計額

2, 253, 631千円

独立監査人の監査報告書

令和6年6月7日

社会医療法人白光会
理事会 御中

小林公認会計士事務所
鹿児島県鹿屋市

公認会計士 [REDACTED]

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人白光会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第52会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。